

理・美容所を開設される皆さんへ

理・美容所を開設する場合は、保健所へ開設届を出し、検査を受けなければなりません。開設届を提出し検査を受けるにあたっては、次の事項に注意してください。

1 手続きについて

(1) 事前相談

事前相談について義務付けはありませんが、工事終了後に保健所から修正を求められる場合があります。このため工事着行前に保健所に相談いただくと工事後の修正が無いが、最小限に済みます。

また、開店までのおおまかな日程の打ち合わせ及び提出書類の説明を行いますので以降の作業がスムーズに進みます。なお、この際、**面積・レイアウトを記載した図面をお持ちください。**

(2) 開設届

開店予定日の14日前から届出の提出を受け付けます。

(3) 検査

施設が法令どおり完成しているか保健所が現地検査を行います。この時には椅子、流し等の設備や消毒器具等も検査しますので開店と同じ状態にしてください。

(4) 確認証の交付

検査が終了し、法令上問題がなければ確認証を発行します。検査から発行までは1日～3日（土、日、祝日除く。）かかります。

2 施設設備について

理・美容所を開設するにあたっては、次の施設設備が最小限必要になります。

(1) 作業場と待合所

①待合所は作業場と区分して設けてください。（腰高以上の仕切等）

②作業場

作業場の面積は**最低③の表の面積が必要**であり、かつ、洗場、消毒設備等の設置により業務に支障を来すことのない面積が必要です。

③面積

施術椅子台数	必要面積
1台	9.9㎡
2台	13.2㎡
3台	16.5㎡
4台	19.8㎡
5台	23.1㎡

※施術椅子1台で9.9㎡。以降1台増す毎に3.3㎡を加えます。

面積計算を行う場合は次の点に注意してください。

(ア) 作業場は理美容に関係するスペースですので、関係しない設備、例えば便所、着付け室、玄関等は除かれます。

(イ) 計測は内寸（壁の内側）で行いますので、建築図面（一般的に柱の中心から中心）とは異なる場合があります。

(ウ) 美容の場合、施術椅子とはセット椅子のことでありドライヤー、洗髪等に使用する椅子は施術椅子に含まれません。

(2) 床・腰板の材質

床・腰板には、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用してください。じゅうたん等水が浸透したり清掃が困難な材質は認められません。

(3) 設備等

- ①椅子と鏡
- ②洗髪、洗顔用の洗い場
- ③器具、手指洗浄用の洗い場（②洗髪、洗顔用の洗い場とは別に設置してください。また、この大きさは、器具類が最低、洗浄できる程度を確保してください。）
- ④消毒器具（別紙パンフレット参考）
- ⑤照明器具など（充分採光がとれること）
- ⑥タオル収納場所
- ⑦使用済みタオル入れ
- ⑧器具類保管場所
- ⑨使用済み器具類置き場
- ⑩換気扇など（充分換気ができること）
- ⑪ふた付きゴミ箱
- ⑫ふた付き毛髪箱

3 開設届について

開設届を提出するに当たっては次のものが必要です。

(1) 開設届（以下の添付書類が必要になります。）

- ①構造概要書及び設備器具機材の調書
- ②有資格者及びその他の従事者名簿
- ③平面図
- ④理（美）容師の免許証（原本をお持ち下さい）
- ⑤管理理（美）容師の修了証（理（美）容師が2人以上いる場合。原本をお持ち下さい。）
- ⑥診断書 理（美）容師が結核、伝染性皮肤病疾患の有無が記載されたもの（発行から1ヶ月以内。理（美）容師のみ。その他の従事者は必要ありません。）
- ⑦日本の国籍を有しない場合
住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り）

(2) 印鑑

(3) 費用 16,400円（現金を窓口にてお支払いください。）

連絡先	衛生検査課生活衛生係
電話	26-1111
内線	2971, 2972
FAX	26-8201